

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 26 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

国民健康保険における本格運用開始後の被用者保険者等との情報連携について

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般、「情報連携本格運用時の国民健康保険資格取得・喪失の事務について」(平成 29 年 10 月 12 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)において、別途通知することとしておりました「情報提供の対象者に係る副本未登録」への対応に関し、近日中に別途お知らせするところですが、その対応方針を今般、別添「本格運用開始後における医療保険者との情報連携について(依頼)」(平成 29 年 10 月 25 日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課及び後期高齢者医療課事務連絡。以下「10 月 25 日付け事務連絡」という。)のとおりまとめました。

つきましては、国民健康保険の事務手続（国保税の賦課を含む。以下同じ。）のうち、被用者保険者等（健康保険組合（以下「健保組合」という。）、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）及び後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）へ情報照会を行う事務について、下記の通り 10 月 25 日付け事務連絡を踏まえた、事務運用等を示しますので、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）における事務の運用に当たっての参考としていただくとともに、円滑に実施されるよう、状況の把握や助言等の支援をお願いします。

記

1. 本事務連絡の対象となる事務手続
別紙 1 のとおり
2. 情報提供の対象者に係る副本未登録への対応
(1) 添付書類省略困難保険者としての取扱

副本情報等の登録作業の遅延が著しく、かつ、市町村等からの問合せに対して十分に対応することができない健保組合及び国保組合を「添付書類省略困難保険者」とし、当該保険者の加入者（又は加入者であった者）及び被扶養者については、本格運用開始後も、副本情報等の登録が進捗し、市町村等からの問合せに対して十分な体制が確保できるまでの間は、暫定的に添付書類の省略は行わないこととする。

また、協会けんぽにおいても、被扶養者についての副本登録が大幅に遅れていることから、被扶養者に限って添付書類省略困難保険者と同様の取扱いとする。

① 添付書類省略困難保険者リストの公開

添付書類省略困難保険者については、厚生労働省保険局において、保険者名称を記載した「添付書類省略困難保険者リスト」を作成して管理すると共に、厚生労働省のホームページに掲載する（※1※2）。

※1 添付書類省略困難保険者リストは、定期的に副本情報の登録状況を確認し、該当の保険者に変更があった場合には更新する。

※2 リンク先（厚生労働省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/mynumber/

② 上記取扱いの周知について

添付書類省略困難保険者においては、当該保険者の加入者（又は加入者であった者）及び被扶養者に対して、国民健康保険の事務を行う際には、引き続き保険者が発行していた添付書類の提出が必要となる旨周知を行うこととしているが、各市町村においても、上記（1）の取扱いについて、窓口への掲示やホームページへの掲載を通じて、申請者に対し周知していただくようお願いする。

(2) 被用者保険者への確認方法について

添付書類省略困難保険者以外の被用者保険者等においても、市町村が情報照会を行った際に、機関別符号未発行エラーや情報提供エラーが発生する可能性があるため、添付書類省略困難保険者を含む全ての被用者保険者において、各市町村を含む情報照会機関からの問合せに対応する窓口を設置し、その連絡先を公開する（※）。

また、個人情報保護の観点から、医療保険者への照会方法を別紙2のとおりまとめたので、その方法によりお問合せいただきたい。

なお、市町村からの問合せに対して、被用者保険者等が適切に対応しない場合（回答の拒否や遅延等）については、当該保険者の所管課担当係（本事務連絡の〈医療保険者に関する照会先〉を参照）まで連絡すること。

※ 医療保険者の連絡先は、市町村向けデジタルPMO（<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1982>）に「医療保険者照会窓口一覧」として掲載し、当該一覧は、連絡先に変更があった場合に更新することとしている。

＜医療保険者に関する照会先＞

厚生労働省（電話 03-5253-1111）

保険局 保険課 ・ 協会けんぽ担当（内線 3152）

・ 健康保険組合担当（内線 3245）

国民健康保険課 ・ 国民健康保険組合係（内線 3260）

高齢者医療課 ・ 後期高齢者医療広域連合担当（内線 3137）

（以上）